

匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会会議録

日 時 令和2年6月18日（木曜日）午後3時00分開議

場 所 第2委員会室

会議に付した事件

(1) これまでの経過報告について

出席委員等（7名）

委員長	浅野勝義君	副委員長	林明敏君
委員	宮内康幸君	〃	平山政利君
〃	行木光一君	〃	田村明美君
議長	石田勝一君		

欠席委員（1名）

委員 佐藤悟君

事務局職員出席者

事務局長 増田善一 主 幹 山崎利男

主 査 川島誠二

開議の宣告（午後 3時00分）

○浅野勝義委員長 皆さん、こんにちは。

本日、ただいまの出席委員数は6名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための調査特別委員会を開きます。

各位の御協力をよろしくお願いします。



○浅野勝義委員長 本日の議題につきましては、1つ、これまでの経過報告について、であります。

これより、議事に入ります。

(1) これまでの経過報告について、を議題とします。

資料を配付させます。

〔資料の配付〕

○浅野勝義委員長 資料の配付漏れはありませんか。

なお、配付した資料につきましては、委員会終了後に回収いたしますので、御了承願います。

それでは、私より説明申し上げます。

当事者である栗田議員の証人喚問が昨年12月16日に、また、一方の当事者である荻谷議員の証人喚問が5月14日に終了いたしました。

ここで、委員の皆さん御承知のことと存じますが、これまでの調査について取りまとめをいたしたく、お手元に配付の「現段階における調査結果報告」のとおり取りまとめさせていただきました。

それでは、お手元に配付の調査結果報告に基づき、御説明申し上げます。

令和元年9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言に関する調査について、現段階における調査結果報告。

当委員会が匝瑳市議会より付託を受けた令和元年9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言に関する調査については、一部調査継続中であるため、現段階までに判明した事実について、以下のとおり報告いたします。

第1、付託を受けた調査事項。

令和元年9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言に関する事実内容の確認。

第2、調査の経過、2の1、調査事項の特定。

当委員会において、令和元年9月26日匝瑳市議会会議録を確認し、調査事項の対象となる令和元年9月26日匝瑳市議会での栗田剛一議員の発言は、以下のとおりと確認した。

発言1。今月10日、苅谷進一議員が、当該建設計画を反対する一部市民の署名簿を携え、千葉県議会議長を訪れ、この署名簿を渡したそうであります。その際、苅谷議員は県議会議長に対して、太田安規匝瑳市長も反対の立場ですので、ぜひともこの反対署名簿を知事に取り次ぐ際には、地元市長が反対していることを申し添えていただきたい、そして、この市長の反対の意思を重く受け止めていただくよう、県当局に対し伝達していただきたいとの趣旨の発言をしたそうであります。

発言2。苅谷議員が集めた反対署名簿に署名された方々の真意を再確認しなければならないのかとも思われるところです。

2、証人喚問、当委員会が、調査において証人喚問した日及び当該日に証言を得た証人は、以下のとおりであります。

1、令和元年12月16日、栗田剛一匝瑳市議会議員。2、令和2年1月10日、宇野裕千葉県議会議員。3、令和2年1月17日、太田安規匝瑳市長。4、令和2年2月7日、阿井伸也千葉県議会議長。5、令和2年5月14日、苅谷進一匝瑳市議会議員。

第3、現在までの調査結果報告。

1、調査結果の趣旨。発言1は、事実として確認された。これは1ページになりますね。発言2は、事実として確認されたが、なお一部につき調査を補充すべきか検討しているところである。

2、理由として、発言1について。ア、苅谷進一議員(以下「苅谷議員」という。)が、阿井伸也千葉県議会議長(肩書は当時。以下「阿井議長」という。)を前記訪問した際、阿井議長に対し、地元市長も反対していると話した事実が認められることについて。

アの(1)として、近接した時期に阿井議長の発言を聞いた宇野裕千葉県議会議員の証言と両者の会話を録音したデータの存在。

宇野裕千葉県議会議員(以下「宇野県議」という。)は、証人喚問において、太田安規匝瑳市長(以下「太田市長」という。)から県の動きの事実確認を要請され、苅谷議員が阿井議長と面談した令和元年9月10日から間がない県議会開催日の同月13日か20日(ただし、阿井議長の証言では議会開会日の同月13日とのことである。)に、県議会議長室において阿井議長と面談し、苅谷議員と同年9月10日に面談した際、苅谷議員が、地元市長が設置に反対して

いと述べたかどうか確認したところ、阿井議長は「苧谷さんからは出ました」という答えだったと証言している。宇野県議は、偽証の罰の告知を受けた上で真実を述べると宣誓し、さらに、間違いがあれば議員を辞職するぐらいの気持ち、覚悟でいると宣言するとまで述べており、その証言内容の信用性は高い。

しかも、令和元年9月24日に宇野県議が阿井議長に架電し再確認した際の会話については録音データが残っており、その会話の反訳については、令和2年2月7日に行われた阿井議長の証人喚問の際に読み聞かせが行われている。その会話の中では、宇野県議が阿井議長に「地元の市長が反対しているというような話も阿井議長聞いたでしょ」と尋ねたところ、阿井議長は、「苧谷さんからは出ました」と回答しており、さらに宇野県議が、「地元の市長も反対してますよということで」と確認すると、阿井議長は、「そのような、それに近い言い回しだったと思います」と回答している。

この発言は、録音データという明確な確認方法によっており、阿井議長が苧谷議員と面談した同月10日からわずか2週間後と近接し記憶が明瞭な時期の発言である上、当時は本件の問題がそれほど重大化しておらず、かつ発言も宇野県議との二者間で行われたものであり、事実と異なった供述をする可能性も少ないから、発言の信用性は極めて高い。

アの(2)として、阿井議長が半田農林水産部長に地元市長が反対である旨を伝えたことを証する県からの回答書の存在について。

半田徹也千葉県農林水産部長(以下「半田部長」という。)、井出基雄同部畜産課長(以下「井出課長」という。)、近藤創同部畜産課副課長(以下「近藤副課長」という。)より、公文書として令和元年10月30日付各回答書が市議会議長宛て提出されている。

半田部長の回答書によると、同部長は、令和元年9月10日の午後、阿井議長から議長室に呼ばれ、千葉県知事宛ての家畜保健衛生所の整備に反対する署名を受領した上、「市議会議員からこの署名を預かった。知事にあてたものではあるが、部長に渡しておく、なお市長も反対しているということだ」という趣旨の話をされ、その後部長室において、井出課長に対し、陳情書を預け、「市長が反対となると、整備を進めるのは難しくなってしまう」旨伝えたとのことである。

次に、井出課長の回答書によると、井出課長は、同日午後3時30分頃、半田部長に呼ばれ、家畜保健衛生所の整備に反対する署名を受領した上、半田部長から、署名を持参したのは匝瑳市議会議員で、その議員から「地元住民は反対している」「市長も反対している」との説明を受け、同日午後3時40分頃、陳情書を入れた封筒の中に苧谷市議会議員の名刺を確認し、

匝瑳市に市長が家畜保健衛生所の整備に反対しているか確認するよう近藤副課長に指示したとのことである。

また、近藤副課長の回答書によると、同日午後3時30分頃、井出課長が半田部長に呼ばれ、午後15時40分頃、これ午後となっておりますから3時40分頃でいいですかね。直してください。続けます。呼出しから戻ってきた井出課長から、①家畜保健衛生所の整備に反対する署名を渡されたこと、②その際、反対派の市議が阿井議長に直接署名を手渡したこと及びその市議が地元住民に加え市長も反対している旨の説明を半田部長が受けたこと、③半田部長は、反対派の市議という時点で、苅谷市議であると思料していたが、署名の入った封筒に名刺があったため確認できた、の3点の伝達を受けた上で、井出課長から、市長が反対しているという趣旨の話はこれまで聞いたことがなかったことから、真意を匝瑳市に確認するように井出課長から指示を受け、塚本匝瑳市産業振興課長に架電したとのことである。

これら3件の回答は、いずれも公務員がその職務に基づき公文書において回答したものであり、信用性は高い。

しかも、半田部長の回答書については、令和2年2月7日における阿井議長の証人喚問において、阿井議長が半田部長から内容の確認を求められたことを認めた上で、浅野勝義委員長(以下「浅野委員長」という。)からの「これまで証人が半田部長に自分が述べたことと違うなどと伝えられたことはございますか」との質問に対し、「ありません」と証言している上、「証人はこの市長も反対していることだという趣旨を半田部長に伝えたということですね」との質問に対し、阿井議長は「はい」と証言している。

加えて、令和2年1月17日の証人喚問において、太田市長は、令和元年9月10日夕方に、「県の職員から本施設の建設に対して、地元の太田市長は反対なんですかという電話」が市の職員にあったとの報告をその電話の直後に市職員から受けたと証言している。太田市長と近藤副課長とは、市と県という異なる地方公共団体にあつてその職位及び職務内容を異にし、供述内容をすり合わせる必要性もまったく考えられないことから、近藤副課長による匝瑳市への確認の架電は実際に存在したものと認められる。令和元年9月10日に阿井議長から半田部長、井出課長、近藤副課長へと順次伝達された内容・状況も、互いの回答書及び前記太田市長の証言と一致しており、その信用性は高い。

アの(3)として、苅谷議員が阿井議長に少なくとも総合的には市長が家畜保健衛生所建設計画に反対していると受け取れる発言をしたと阿井議長が証言していることについて。

阿井議長は、前記証人喚問において、浅野委員長からの「苅谷議員からですね、地元の市

長が反対しているという言葉があったということですか」との質問に、阿井議長は、「いや、陳情書をお預かりした際にですね、私は話を総合してそのように受け止めたということですよ」と証言している。「総合的に」という留保はつくが、阿井議長は、苅谷議員が、家畜保健衛生所建設計画に太田市長が反対していると受け取れる発言をしたことを証言している。

イ、苅谷議員の問題発言の存在を否定する資料の検討。

イの（１）として、阿井議長の証言について。

阿井議長は、証言の終わりに、「『市長も反対だ』ということは、私は苅谷議員から聞いておりません」と証言している。

しかし、阿井議長の証言によると、阿井議長は、苅谷議員と10年来の知り合いで、問題の面談も県議会事務局を通さず阿井議長の事務所を通じて予約をし、県に台風の甚大な被害が生じた翌日に予定の変更もされずに面談していることなどから特別な関係性が認められ、苅谷氏をかばう発言をする動機があるといえ、苅谷議員に有利な証言の信用性は低い。阿井議長の前記証言も、証人喚問における最終場面で一言発したに過ぎず、それまでは苅谷議員が地元市長も反対している、もしくは反対していると受け取れる発言をしたと繰り返し証言している。

これに対し、苅谷議員が阿井議長に対し地元市長が反対である旨話したことを証する客観的証拠が各種あることは前記のとおりである。そもそも県議会議長を務めているほどの経歴の政治家なら、特に本件のような、県施設の建設計画という重大な政策に関する陳情については特に慎重に対処するはずであり、阿井議長はその点に留意して半田部長に伝達を行ったはずである。

阿井議長は、宇野県議との電話における発言について、「反対というような（ママ）」や「それに近い言い回し」の発言が出たにとどまり、苅谷氏が市長が反対であることを明言したとは電話で言っていないとも証言している。「言い回し」とは、言い表し方、表現の仕方を意味し、同一の内容もしくは主旨を異にしないから、「地元の市長も反対していますよ」の「それに近い言い回し」とは、結局、地元の市長が反対しているという意味での表現だったことを認めていると言わざるを得ない。

当証言は、阿井議長が令和元年9月24日に宇野県議に電話で話した内容と大きく矛盾もすることから、阿井議長の上記証言は事実とは考えられない。

以上から、阿井議長の「『市長も反対だ』ということは、私は苅谷議員から聞いておりません」との証言は、苅谷議員が阿井議長との面談時に、市長が反対である旨発言していない

と認める証拠とはできない。

イの（２）として、苧谷議員の証言について。

苧谷議員は、令和２年５月１４日の証人喚問において、浅野委員長の阿井議長に対し、「市長も家畜保健衛生所の設置計画に反対しているというようなことを言いませんでしたか」との質問に対し、「言っていない」、また、「阿井議長に市長が反対していると受け取られるような発言はしませんでしたか」との質問に対し、「発言をしておりません」と、ともに明確に否定している。

しかし、県からの市議会議長宛て令和２年４月２２日付「記録提出について」に添付された資料から、苧谷議員は県による市議会産業建設常任委員会への現地説明会が開催される予定だった令和元年９月２０日、苧谷議員が声をかけて集まった住民３０名ほどと県の職員を取り囲み、「もう、火をつけちゃう、刑務所に入るの覚悟でいうけど」との発言も飛び出し、県の職員が身の危険を感じるほどの場において、自ら今泉浜地区反対住民の代表と表明した立場にある。そして、苧谷議員の証言では、問題の陳情書に綴られた反対署名簿について、署名を集めて回る者から報告を受けている立場にあったとともに、反対署名簿を２ページ以下に綴った陳情書を、市長に提出したばかりでなく、「地元地区住民が９９％反対している」との記述をかがみに加え、県議会議長と県知事宛て陳情書２通を県議会議長と面談して直接渡すなどしたことが認められる。これらの事実からすると、苧谷議員は建設計画反対の急先鋒であり、何としても建設計画を止めたいとの強い思いを持っていたことが認められる。また、苧谷議員は、市長が建設計画賛成の立場にあることを認めつつ、市長は地元の理解を得なければ駄目と言っているとして、「完全な賛成ではないという意味合いもあるわけですから、そういう意味では私は、地元の市長は完全賛成だとは思っていません」と証言しており、阿井議長との面談時に、地元市長も反対している旨発言する十分な動機がある。何より苧谷議員は問題の発言をした当事者であり、発言の存在を否定するのに極めて強い利害関係を有するから、その証言の信用性は一般的に低い。

前記のとおり、苧谷議員が阿井議長との面談時に、地元市長が反対している旨発言したことが認められる客観的資料は複数あるところであり、苧谷議員の前記否定証言はこれを否定するまでの証拠とは到底ならない。

ウ、まとめ。これは２ページの（１）発言１についてのまとめでございます。

令和元年９月２４日の阿井議長発言録音データ、千葉県半田部長、井出課長、近藤副課長からの令和元年１０月３０日付各回答書ほか千葉県の市議会議長宛て資料など第１、２項記載の

客観的資料、同 3 記載の証人の各証言を基に上記に記載したとおり、栗田議員の発言 1 の内容は事実であると確認された。

(2) 発言 2 について。

陳情書のかがみには、「地元地区住民99%が建設の反対をしております」との記載があり、陳情書 2 ページ以下に綴られた署名簿には505名分の署名がある。調査の結果、この署名の中に、平成30年 1 月30日時点で既に死亡している T 氏の署名があり、同氏の家族 2 名からは誰も署名簿の話は聞いたことがなく、サインをしたことも、代筆を承諾したこともないとの回答があった。したがって、当該死亡者及びその家族 2 名、合計 3 名の署名は偽造されたものであることが明らかである。

また、記載住所に住民票の除票すらなく、匝瑳市民であったかも不明な者15名の署名、平成30年時点で匝瑳市から転出済みで匝瑳市民ではない者 4 名の署名、匝瑳市民ではあるものの今泉地区に住民票がない者 2 名の署名があり、これら21名分の署名は地元地区住民反対署名簿としての署名として無効かつ不真正な署名である。

以上から、栗田議員の発言 2 の内容は事実として確認されたと認め得るが、署名簿には他の署名と同一の筆跡による署名が相当数あり、これらは他者による署名となるところ、故 T 氏及びその家族 2 名の署名が偽造であったことから、これら他者による署名には相当数の偽造署名が含まれていることが推認される。

なお、少なくとも今泉浜地区のすべての回覧板、ほかで特定できる世帯住民540人から上記の不真正な署名と特定されている住民でありながら署名されていない住民を差し引くと反対住民の比率は80%台になることから、陳情書のかがみにあった「地元地区住民99%が建設に反対をしております」との記載は事実ではないことが認められました。

そこで、令和 2 年 6 月 2 日、当委員会において、さらに、署名者本人の意思確認や署名の筆跡鑑定、苅谷議員の証人喚問で署名を集めた者として苅谷議員が証言した戸谷喜子男氏や山口氏を証人喚問すべきか討議し、正副委員長に今後の調査の進め方について一任されたため、現在、正副委員長において調査の可否や範囲、方法等について検討しているところであります。

なお、参考のために本年 5 月14日の当委員会において林副委員長の「匝瑳市議会議員でありながら、市長の家畜保健衛生所建設誘致推進の立場に反対して、建設計画反対の陳情書を直接県知事と県議会議長に提出するという市政に極めて重要なことをするのですから、陳情書のかがみの記述と 2 ページ以降の署名簿の署名について、十分に確認をしましたか」との

質問に対し荊谷証人は明確に「はい」と認めている。

以上であります。

説明は以上でございます。これについて、各位の御意見あったら伺いたいと思います。

○平山政利委員 じゃあ、いいですか。

○浅野勝義委員長 どうぞ。

○平山政利委員 今、この証人喚問の百条委員会の最初から今までの途中経過で、よくまとめ
てあると思います。

それで、一応この件について、詳しく知ってるのは百条委員会の人間だけなんですよ。

それで、匝瑳市議会として議員も全部これを知る権利があると思うんです。

ですから、一応これをですね、議員全員にこの件についてですね、流れですか、いろいろ
な皆さん思いがあると思いますけれども、一応これ議員さんには報告がてら委員長のほうか
らしてみたいかかと思えます。

○浅野勝義委員長 今平山委員のほうから本会議でこれを報告せよというような御意見がござ
いました。

そのほか皆さん御意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 はい、行木委員。

○行木光一委員 きちんと本会議で報告されたほうがいいと思います。

○浅野勝義委員長 はい、田村委員。

○田村明美委員 3月議会で求められて特別委員会委員長報告ということが行われましたので、
6月議会においても報告されることが最善と思います。

○浅野勝義委員長 今4人の委員から報告しろと、せよと、すべきという意見が出たと思いま
す。

一応この2点ですね、報告せよということでもありますので、それについてお諮りします。

報告したほうがよいということだと思います。それについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○浅野勝義委員長 賛成全員であります。よって、これは報告することに決しました。

具体的にですけれども、これを本会議でという、あとは最終日ということになるわけです
ね。

これで報告するということになれば、これはいつどの時点で報告をするかということにな

ろうかと思えます。

それについて、皆さんの御意見を伺います。

○平山政利委員 いいですか。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○平山政利委員 そうしましたら最終日に議運を開きましてですね、その議運の中で取りまとめたらいかかと思えます。

ですから、百条委員会では一応このような結論になったということで。それで後、当然議運を開いてですね、それで議運の委員の人にですね、了解取って。はい。

○浅野勝義委員長 了解です。

今、議運を開けと。開いて、議運に上程して、それで議運に上程するとすれば、ここに議長もおられますから、議長にお願いするという形になろうかと思えますが、それについて、やはりこの委員会の希望があるんですよ。

これは当然議運で諮ってほしいということは決定しました。

その内容なんですけども、議運でどの時点でということになろうかと思えます。

それまでもやはり、その時間的なものも含めてですね、どの場面とど。その場面と時間という形になろうかと思えます。

ですから、委員会の議決として、これは委員会の総意としてですね、議運にこれを諮っていただくということになります。

ですから、当然それはそのような形で決着すると思えますが、本会議の最終日のどの時点でこれを報告するべきかということまで含めて議長にお願いしなけりゃならないと思えますので、それについて皆さん御意見があれば伺います。

○平山政利委員 私だけ言っちゃっていいですか。

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○平山政利委員 ですから最終日、議会の始まる前にですね、多少時間を早く集まってもらって。ですから、議会は10時から始まりますから、その前に議運の委員の人にはですね、そこで決めたらどうですか。

それしかちょっとないと思えますよね。

その前にだから。議会が今度22日ですか。その以前にやるっていうのはちょっと無理があると思えますので。

○浅野勝義委員長 分かりました。

時間的なね、希望を私のほうから提案させていただきます。この日の日程はどうなってますか、最終日は。事務局、どのような順序ですか。

はい、主幹をお願いします。

○山崎利男主幹 委員長報告、質疑、討論、採決となっております。

○浅野勝義委員長 分かりました。

皆さんにお聞きいただきたいんですが、やるとなるとですね、委員長報告、これ常任委員会ですよ。3つあるのか、予算決算。

その前段でね、私の希望を述べさせていただきます。それについて、皆さんに御検討いただきたいと思いますが。

これ結局採決を求めるものじゃありませんから、したがって、途中経過ということですので質問も受け付けません。単なる報告にとどめたいと思います。

でありますから、委員長報告の前にやるべきかなという思いであります。

これについて、委員の皆さん、どのようにお考えでしょう。

ほかに異論があれば。

はい、行木委員。

○行木光一委員 そのタイミングしかね、ないと思います。委員長報告が始まってしまいますと、採決までやりますよね。大分時間がたちますし、一番、開会すぐにですね、お願いしたいと思います。

○浅野勝義委員長 そうしますと、各常任委員会の委員長報告の前に報告をするという形で。事務局何か、これについて御意見ございませんか。

(「表彰もあるんだよね」「あれは本会議の前ですから」「前だかな」「全協でやるから」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 どうぞ。

○山崎利男主幹 その件につきましては、委員会の希望を申し上げながら議運のほうで諮っていきたいと思います。

○浅野勝義委員長 すると、本会議で報告すべしということと、あとその内容として順番は最終日の委員長報告の前ということで、こういう形で議長にお願いをすることに対しまして、皆さんほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 そうしますと、それでは私のほうからですね、これは特別委員会の総意と

ということで議長のほうにお願いをするわけでございます。

これについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。

それではこの場に議長がおられますので、口頭で問題がなければ最終日に議運を開いていただいて、今申し上げました内容でひとつ議運に諮っていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

これで問題ありませんか、事務局。このような形で。

はい、どうぞ。

○山崎利男主幹 申出書とか必要なものがありましたら、それにつきましてはこちらのほうで事務処理のほうさせていただきたいと思います。

○浅野勝義委員長 分かりました。

じゃあ、そのような形に沿って、ひとつよろしく段取りのほうお願いいたします。

○石田勝一議長 じゃあ委員長

○浅野勝義委員長 はい、どうぞ。

○石田勝一議長 その件でよろしいですか。

○浅野勝義委員長 はい。

○石田勝一議長 確認も込めましてね。

百条委員会の全員一致の総意ということで、最終日22日の各常任委員会の委員長報告の前に議事日程を入れるということになりますか、事務局。議事日程の追加ということになりますか。

議事日程の追加ということで議会運営委員会のほうに諮問いたします。

それで、そういった趣旨の話をもっと冒頭でさせていただきますので、議運の委員長、たまたまここにおられますので、そういう段取りで私のほうからお願いをさせていただきますから、その段取りで議会運営委員会の進行を、取り決めを、審議をお願いしたいということになりますけど。

(「はい、分かりました」と呼ぶ者あり)

○石田勝一議長 事務局、そういうことでよろしいですね。

○川島誠二主査 あくまで事務的なことなんですけれども、今お配りしてある日程表については先ほど主幹がお答えしたとおりなんですけれども、委員長報告の前に改めて別の日程を組

むということですので、最終日だけ日程表の差し替えをお願いさせていただければと思います。

最終日の日程第1に百条委員会のこれまでの経過報告が入って、2番目から委員長報告って形なんですけれども、その日程表を改めてこちらで作成して、議運にお諮り願いたいと思います。

以上です。

○浅野勝義委員長 ではそのようにお願いします。

なお、ちょっと暫時休憩します。

午後 3時46分 休 憩

午後 3時47分 再 開

○浅野勝義委員長 再開します。

ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 ないようですので、それでは先ほどの要旨に従って執り行うということで決定いたしました。

なお、ただいま決定しました調査報告書についてですね、字句の誤り、また訂正箇所等もあると思います。それにつきましては、私委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは調査結果につきましては、本会議でこれを報告するということにいたします。

これについては、さっき採決しましたね。

そのほか何かございますか。

○平山政利委員 ちょっといいですか。

○浅野勝義委員長 はい。

○平山政利委員 最終日にこの調査結果報告を議場で。そのときにはこれはまたみんなに配って、それは今度議員はもらえるわけですか。

○浅野勝義委員長 いや。

○平山政利委員 また返す。

○浅野勝義委員長 返す。

まだね、証人喚問のときの会議録は今日公開する予定であります、先ほど前段で申し上げましたように、まだ調査継続中ということでもありますので。

○平山政利委員 じゃあ返す。

○浅野勝義委員長 これについては、ひとつ返却願うというような形で進めさせていただきます。

今日もこれは返してもらいます。

○平山政利委員 当然22日の議会のときにもその旨先に言っといたほうがいいですよ。これはまた回収するってことで。

○浅野勝義委員長 それは当然。文言も変えますので。

じゃあ、ほかになければですね、これで終わりにします。

繰り返しになりますが、本会議における報告の取扱いにつきましては、私委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ございませんよね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野勝義委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。



○浅野勝義委員長 それでは、そのほかの事項もないようですので、以上で匝瑳市議会の議会運営等の正常化のための特別委員会を終了させていただきます。

午後 3時50分 散 会

署 名

令和2年6月18日

委員長 浅野 勝 義